|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. | 第１章　総則 |  |  |  |  |  |
| 2. | Ⅰ．総則 |  |  |  |  |  |
| 3. | 第２章　性能基準 |  |  |  |  |  |
| 4. | Ⅰ.　通則  1. 適用範囲  集合住宅のパイプシャフトやバルコニーに設置された潜熱回収型ガス給湯機から発生するドレン水を、共用廊下やバルコニーを横断して、側溝まで排出するためのドレン排水部材一式に適用する。ただし、新築集合住宅の共用廊下には適用しない。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 5. | 2. 用語の定義  （略） |  |  |  |  |  |
| 6. | 3. 部品の構成  a) 構成部品は、表-1による。  表-1　構成部品   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 構成部品 | 構成の別(注) | 備考 | | ドレン排水ガイド | ● |  | | ドレンホルダー | ● |  |   注) 構成の別  ●：（必須構成部品）住宅部品としての基本能力上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 7. | 4. 材料  a) 構成部品の材料  必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 8. | 5. 施工の範囲  構成部品の施工の範囲は、原則として次による。  a) ドレン排水ガイドの固定 | 図書 | □ |  |  |  |
| 9. | b) ドレンホルダーの固定及びドレン排水ガイドとの接続 | 図書 | □ |  |  |  |
| 10. | 6. 寸法  ドレン排水ガイドは、つまずき性など安全性に配慮した寸法で、1.2.2のa)「通行者に対する安全性」の規定による。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 11. | Ⅱ.　要求事項   1. 住宅部品の性能等に係る要求事項   1.1 機能の確保  a) 排水性能  ドレン排水ガイド及びドレンホルダーの排水性能は、次による。 |  |  |  |  |  |
| 12. | 1) ドレン排水ガイド及びドレンホルダーは、「排水性能試験」に基づく試験を行い、水漏れがなく、ドレン排水ガイド末端部から円滑な排水ができていること。また、止水後の水切れが良いこと。  ＜試験：BLFT DR-01：「排水性能試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 13. | 2) ドレン排水ガイド及びドレンホルダーにおける排水のための必要断面積は、50ｍｍ2以上確保すること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 14. | 3) ドレン排水ガイドの排水性能を維持するため、ドレン排水ガイドの上に荷物等が置かれないようラベル等により明示すること。 | 図書/  現物 | □ |  |  |  |
| 15. | b) 耐凍結性能  ドレン排水ガイドの耐凍結性能は、「耐凍結性能試験」に基づく試験を行い、ドレン排水ガイドの破損、ふた外れなどの異常及び、ドレン排水ガイドを設置した床面に水漏れ（凍結）が発生しないこと。  ＜試験：BLFT DR-02「耐凍結性能試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 16. | 1.2 安全性の確保  1.2.1 機械的な抵抗力及び安全性の確保  a) 耐荷重  1) 耐動荷重  ① 試験片  ドレン排水ガイドの耐動荷重は、同材質で作成した  シート状の試験片を用いて「耐キャスター性試験A-  1法」に基づく試験を行い、破壊、膨れなどの異常な  状態がないこと。  ＜試験：JIS A 1454：2010（高分子系張り床材試験方  法）の21.2「耐キャスター性試験A-1法」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 17. | ② 部品  ドレン排水ガイドの耐動荷重は、「耐動荷重性試験  （部品）」に基づく試験を行い、破壊、ふくれなど  がないこと。また、端部までの流入時及び定常時は、水漏がなく、排水ができ、止水後の水切れがスムー  ズであること。  ＜試験：BLFT DR-03：「耐動荷重性試験（部品）」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 18. | 2) 耐静荷重  ① 試験片  ドレン排水ガイドの耐静荷重は、同材質で作成したシート状の試験片を用いて「残留へこみ試験A法」に基づく試験を行い、残留へこみ量が0.3mm以下であること。＜試験：JIS A 1454：2010（高分子系張り床材試験方法）の10.2「残留へこみ試験A法」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 19. | ② 部品  ドレン排水ガイドの耐静荷重は、「耐静荷重性試験  （部品）」に基づく試験を行い、フタのはずれ及び異  常変形がないこと。また、端部までの流入時及び定常  時は、水漏がなく、排水ができ、止水後の水切れがス  ムーズであること。  ＜試験：BLFT DR-04：「耐静荷重性試験（部品）」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 20. | b) 耐はく離性  ドレン排水ガイドの耐はく離性能は、「耐はく離性試験」に基づく試験を行い、下記を満足すること。  1) 常態：20N/25mm幅以上のはく離強度があること。  2) 水中浸漬：10N/25mm幅以上のはく離強度があること。  ＜試験：BLFT DR-05「耐はく離性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 21. | 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保  a) 通行者に対する安全性  ドレン排水ガイドの通行者に対する安全性は、次による。  1) 部材の頂部と床面の高低差は、10㎜以下であること。 | 図書  現物 | □ |  |  |  |
| 22. | 2) 部材の頂部と床面の高低差による歩行者のつまづき  を回避するため、1/8以下の傾斜部を設けた構造とし、  つまづきの原因となり得る床面からの立ち上がり寸法  は、3㎜以下であること。また、立ち上がりの角部は面  取りなどを行い、引っかかりに配慮した形状であるこ  と。 | 図書  現物 | □ |  |  |  |
| 23. | 3) 部材の全幅は、120㎜以下であること。 | 図書  現物 | □ |  |  |  |
| 24. | 4) 部材の表面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕  上げること | 図書  現物 | □ |  |  |  |
| 25. | b) 2系統流路の確保  ドレン排水ガイドは、ドレンガイドの誘導により、常時ドレンが流れる流路と、その流路が部分的に閉塞した場合に、ドレンが流れ込む流路との2系統の流路を有すること。 | 図書  現物 | □ |  |  |  |
| 26. | c) 一部流路閉塞時の安全性  1）片側流路閉塞時の排水性能  ドレン排水ガイドの片側流路閉塞時の排水性能は、「片  側流路閉塞排水試験」に基づく試験を行い、水漏れがな  く、ドレン排水ガイド末端部から円滑な排水ができてい  ること。  ＜試験：BLFT DR-06「片側流路閉塞排水試験」＞。 | 試験 | □ |  |  |  |
| 27. | 1.2.3 健康上の安全性の確保  （なし） |  |  |  |  |  |
| 28. | 1.2.4 火災に対する安全性の確保  （なし） |  |  |  |  |  |
| 29. | 1.3 耐久性の確保  a) 耐候性  ドレン排水ガイド及びドレンホルダー(ドレン排水ガイドと同材質の場合は除く)の耐候性は、「グレースケール法」に基づく試験を行い、2,000時間の暴露後、グレースケール３級以上であること。また、極端なふくれ、われ、はがれ、白亜化の現象がないこと。  ＜試験：JIS A 1454：2010（高分子系張り床材試験方法）の16.2「グレースケール法」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 30. | b) 耐摩耗性  ドレン排水ガイド及びドレンホルダーの耐摩耗性は、  同材質で作成したシート状の試験片で、「耐摩耗性試験」  に基づく試験を行い、厚み0.2ｍｍの磨滅回転数が1,000  回以上であること。  ＜試験：JIS A 1454：2010（高分子系張り床材試験方法）の18「耐摩耗性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 31. | c) 耐汚染性  ドレン排水ガイド及びドレンホルダー(ドレン排水ガイドと同材質の場合は除く)の耐汚染性は、同材質で作成したシート状の試験片で、「耐汚染性試験」に基づく試験を行い、目視にて色及び光沢の変化がないこと  　＜試験：JIS A 1454：2010（高分子系張り床材試験方法）の15「耐汚染性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 32. | 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）  1.4.1 製造場の活動における環境配慮  本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。 | 図書  （選択） | □ |  |  |  |
| 33. | 1.4.2 潜熱回収型ガス給湯機用ドレン排水ガイドのライフサイクルの各段階における環境配慮  本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。  1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮  以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取り組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 再生資源又は、それを使用した材料を調達しているこ  と。  b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造  時の環境負荷が小さい材料を調達していること。 | 図書  （選択） | □ |  |  |  |
| 34. | 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮  以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。  a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等  により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っている  こと。  b) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、  生産副産物の発生量の削減を図っていること。  c) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に  例示するような取組みを行っていること  1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が  可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システム  を活用していること。  2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い  袋」等とし、繰り返し使用していること。 | 図書  （選択） | □ |  |  |  |
| 35. | 1.4.2.3 施工時における環境配慮  以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。  a) 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。  1) 省梱包などにより梱包材料の使用量を削減していること。  2) 再生資源を利用した梱包材料(再生プラスチック  等）を使用していること。  3) 再生資源として利用が可能な梱包材料（ダンボール  等）を使用していること。  b) 梱包材が複合材のものにあって、再生資源として分離が容易なものを選択していること。  c) 梱包材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 | 図書  （選択） | □ |  |  |  |
| 36. | 1.4.2.4 使用時における環境配慮  以下に例示するような使用時における環境配慮の取り組みの内容を明確にすること。  　a) 使用時の騒音の発生を低減していること。  　b) 使用時の洗浄水量を削減していること。  　c) 消費電力の低減を図っていること。  　d) 臭気の発生の低減を図っていること。 | 図書  （選択） | □ |  |  |  |
| 37. | 1.4.2.5 更新・取り外し時における環境配慮  以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  　a) 解体・撤去時に周辺環境に悪影響を及ぼさない取外し  方法が施工説明書、解体説明書等に記載されていること。 | 図書  （選択） | □ |  |  |  |
| 38. | 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮  以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。  a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取  組みを行っていること。  1) 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の  工夫がなされていること。  　2) 分別・取外しができる構造となっていること。  3) 各構成部品の取外しを容易にするなどの工夫がされて  いること。 | 図書  （選択） | □ |  |  |  |
| 39. | 2. 供給者の供給体制等に係る要求事項  2.1 適切な品質管理の実施  次の a) 又は、 b)により生産管理が行われていること。  a)ISO9001、JIS Q 9001の認定登録が維持されていること。 | 図書  （選択） | □ |  |  |  |
| 40. | b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理  されていること。 | 図書  （選択） | □ |  |  |  |
| 41. | 1) 工場及び作業工程  以下の内容が明確にされていること。   1. 工場の概要   ⅰ) 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工  場レイアウト等 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 42. | ⅱ) 工場の従業員数 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 43. | ⅲ) 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部  品の生産実績 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 44. | 1. 作業工程   ⅰ) 工程（作業）フロー | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 45. | 2) 品質管理  以下の方法により品質管理が行われていること。  ① 製造・加工・検査の方法  当該製品の製造設備、加工設備、検査設備及び検査  方法が規定されている場合は、当該設備及び方法に  より製造、加工及び検査が行われていること。 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 46. | ② 社内規格の整備  次に掲げる事項について、社内規格、作業手順書、  作業指示書等(以下、「社内規格等」という)が整備さ  れ、適切に運用されていること。  a. 製品又は加工品（中間製品）の検査及び保管に  関する事項 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 47. | b. 購買品（原材料を含む）の管理に関する事項 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 48. | c. 工程(作業)ごとの管理項目及びその管理方法、  及びその検査方法並びに作業方法に関する事項 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 49. | d. 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事  　　　　　項 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 50. | e. 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）  に関する事項 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 51. | f. 苦情処理に関する事項 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 52. | ③工程の管理  a. 製造又は加工及び検査が工程ごとに社内規格等に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録、管理図を用いる等必要な方法によってこれらの工程が適切に管理されていること。 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 53. | b. 工程において発生した不良品又は不合格ロット  の処置、工程に生じた異常に対する処置及び予防  措置が適切に行われていること。 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 54. | c. 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。 |  |  |  |  |  |
| 55. | ④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の管理  製造設備又は加工設備及び検査設備について、  点検、検査、校正、保守等が社内規格等に基づい  て適切に行われており、これらの設備の精度及び  性能が適切に維持されていること。 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 56. | ⑤ 外注管理  外注管理が社内規格等に基づいて適切に行われて  いること。 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 57. | ⑥ 苦情処理  苦情処理が社内規格等に基づいて適切に行われて  いるとともに、苦情の要因となった事項の改善が図  られていること。 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 58. | ⑦ 品質保持に必要な技術的生産条件の確保  a. 品質管理が計画的に実施されていること | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 59. | b. 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明  確にされていること。 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 60 | c. 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行  われていること。 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 61. | 3) その他品質保持に必要な項目  ① 品質管理が計画的に実施されていること。 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 62. | ② 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明  確にされていること。 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 63. | ③ 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行わ  れていること。 | 図書  （選択） | □ | b)を選択した場合 |  |  |
| 64. | 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保  2.2.1 適切な品質保証の実施  a) 保証書等の図書  無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書及び取扱説明書等を有すること｡ | 図書 | □ |  |  |  |
| 65. | b) 無償修理保証の対象及び期間  無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵(施工の瑕疵を含む。)に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。  1) ドレン排水ガイドの排水性能 ３年※ | 図書 | □ |  |  |  |
| 66. | 2) 1)以外の部分又は機能に係る瑕疵 ２年※ | 図書 | □ |  |  |  |
| 67. | ※ドレン排水ガイド及びドレンホルダーから設置されてから10年の範囲内で、潜熱回収型ガス給湯機が設置されてからの年数とする。 |  |  |  |  |  |
| 68. | ＜免責事項＞  1. 指定した用途以外で使用した場合の不具合  2. ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合  3. メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合  4. メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合  5. 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩擦等により生じる外観上の現象  6. 海外付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合  7. ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合  8．火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による不具合 | 図書 | □ |  |  |  |
| 69. | 2.2.2 確実な供給体制の確保  製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 70. | 2.2.3 適切な維持管理への配慮  2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮  使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。  a) 定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 71. | b) 将来の製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 72. | c) 清掃、点検等が容易に行えるよう工夫されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 73. | 2.2.3.2 補修及び取替への配慮  a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合は  その旨)について明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 74. | b)主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提条件を明確にしていること。  1) 部品の正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境  等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 75. | 2) 1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定して  おり、又は部品の設計耐用年数を設定していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 76. | c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 77. | d) 部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間は10年以上としていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 78. | 2.2.4 確実な維持管理体制の整備  2.2.4.1 相談窓口の整備  a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 79. | b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 80. | 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等  維持管理の体制が、構築されているとともに次の内容を明確にしていること。  a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意  で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）  によるものを除く。）を実施する体制を有すること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 81. | b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等によ  り明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 82. | c) 有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、そ  の内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになって  いること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 83. | d) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、そ  の責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 84. | 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理  メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 85. | 2.3 適切な施工の担保  2.3.1 適切なインターフェイスの設定  a) 少なくとも次の内容について、適切に設定されていること。  1)給湯機のドレン排出口とドレン管又はドレンホルダー  の接続方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 86. | 2)ドレン管を用いる場合は、ドレン管とドレンホルダー  の接続方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 87. | 3) ドレンホルダーの固定方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 88. | 4) ドレン管又はドレンホルダーの接続口径 | 図書 | □ |  |  |  |
| 89. | 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保  a) 次のような施工方法・納まり等に関する事項について適切に定められていること。  1) 施工の範囲及び手順  ① ドレン排水ガイドの下地の確認及び処理 | 図書 | □ |  |  |  |
| 90. | ② ドレン排水ガイドの設置 | 図書 | □ |  |  |  |
| 91. | ③ ドレン排水ガイドの接着、養生 | 図書 | □ |  |  |  |
| 92. | ④ ドレンホルダーの固定及びドレン排水ガイドとの  接続 | 図書 | □ |  |  |  |
| 93. | ⑤ その他関連部材の設置 | 図書 | □ |  |  |  |
| 94. | 2) 施工上の留意事項等  ① 取付下地の勾配、材質、状態の確認方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 95. | ② 取りあい部分についての標準納まり図 | 図書 | □ |  |  |  |
| 96. | ③ 施工上の条件 | 図書 | □ |  |  |  |
| 97. | ④ ドレン排水ガイドは、途中で継ぎ足しせずに施工す  る旨 | 図書 | □ |  |  |  |
| 98. | ⑤ ドレン排水ガイドの接着剤及び接着方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 99. | ⑥ パイプシャフト下部の換気用開口面積の確認 | 図書 | □ |  |  |  |
| 100. | ⑦ ドレン排水ガイドの開口部に蓋をする等の処理（ドレン排水ガイド先行設置の場合） |  |  |  |  |  |
| 101. | 3) 関連工事の留意事項  ① 取付下地の要件（勾配、他） | 図書 | □ |  |  |  |
| 102. | ② その他関連工事の要件  ⅰ) 共用廊下等の意匠性、歩行の安全性確保等の確認及びドレン排水ガイドと床仕上げ材の配色についての検討 | 図書 | □ |  |  |  |
| 103. | ⅱ) ドレン排水ガイドを弱視者が認知しやすいようにする必要がある場合、部材と床仕上げ材の明度差の確保、あるいは、輝度比の配慮 | 図書 | □ |  |  |  |
| 104. | b) 当該施工方法・納まりが、他の方法に許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。 | 図書 | □ | 限定的・  標準的 |  |  |
| 105. | c) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 106. | 3 情報の提供に係る要求事項  3.1 基本性能に関する情報提供  次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関  する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され､かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。  a) 部材の寸法及び素材 | 図書 | □ |  |  |  |
| 107. | b) ドレン排水ガイドの排水性能 | 図書 | □ |  |  |  |
| 108. | c) ドレン排水ガイドの耐久性  1) 耐動荷重性能 | 図書 | □ |  |  |  |
| 109. | 2) 耐静荷重性能 | 図書 | □ |  |  |  |
| 110. | 3) 耐はく離性能 | 図書 | □ |  |  |  |
| 111. | 4) 耐候性 | 図書 | □ |  |  |  |
| 112. | 5) 耐摩耗性 | 図書 | □ |  |  |  |
| 113. | 6) 耐汚染性 | 図書 | □ |  |  |  |
| 114. | d) ドレン排水ガイドの本体色 | 図書 | □ |  |  |  |
| 115. | e) ドレン排水に関する自治体等の取扱い及び確認について | 図書 | □ |  |  |  |
| 116. | 3.2 使用に関する情報提供  a) 次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。  1) 誤使用防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |  |
| 117. | 2) 事故防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |  |
| 118. | 3) 使用者が維持管理するべき内容 | 図書 | □ |  |  |  |
| 119. | 4) 日常の点検・清掃方法（流路の閉塞確認や一般的な清  掃用具を使用しての清掃方法、清掃時の注意事項、清掃  頻度の記載を含む。） | 図書 | □ |  |  |  |
| 120. | 5) 故障・異常の確認方法及びその対処方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 121. | 6) 製品に関する問い合わせ先 | 図書 | □ |  |  |  |
| 122. | 7) 消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |  |
| 123. | b) 無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等が所有者に提供されること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 124. | c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕  疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保  険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されて  いること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 125. | d) 使用上の注意ラベルを貼る場合は、その内容、表現方法  が適切ではがれにくいこと。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 126. | 3.3 維持管理に関する情報提供  次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。  a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含  む）や補修の実施方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 127. | b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツ  の供給可能な期間 | 図書 | □ |  |  |  |
| 128. | c) 有償契約メンテナンスの有無及び内容 | 図書 | □ |  |  |  |
| 129. | d) 消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |  |
| 130. | 3.4施工に関する情報提供  次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。  a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報 | 図書 | □ |  |  |  |
| 131. | b)品質保証に関する事項  1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間 | 図書 | □ |  |  |  |
| 132. | 2) 保険の付保に関する事項  ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵  に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保  険・損害賠償責任保険が付されていることが明記され  ていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 133. | ② 施工説明書等で示された施工方法を逸脱しない方  法で施工を行なったものは、上記保険の被保険者と  して、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に  起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求を  できることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |